
平成30年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第2日)

平成30年9月10日 (月曜日)

議事日程 (第2号)

平成30年9月10日 午前10時00分開議

- 日程第1 「議案第49号築上町不当要求行為等の防止に関する条例の制定についての訂正の件」
- 日程第2 議案第46号 平成30年度築上町一般会計補正予算 (第5号) について
- 日程第3 議案第47号 平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第4 議案第48号 平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第5 認定第1号 平成29年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成29年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成29年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成29年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成29年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成29年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成29年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第49号 築上町不当要求行為等の防止に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第50号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第51号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第52号 築上町国民健康保険財政調整基金条例の制定について
- 日程第18 議案第57号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 「議案第49号築上町不当要求行為等の防止に関する条例の制定についての訂正の件」
- 日程第2 議案第46号 平成30年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第3 議案第47号 平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第48号 平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 認定第1号 平成29年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成29年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成29年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成29年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成29年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成29年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成29年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第49号 築上町不当要求行為等の防止に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第50号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第51号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第52号 築上町国民健康保険財政調整基金条例の制定について
- 日程第18 議案第57号 人権擁護委員の推薦について

出席議員（13名）

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 宗 晶子君 | 2番 | 小林 和政君 |
| 3番 | 鞆野 希昭君 | 4番 | 池亀 豊君 |

5番 工藤 久司君
8番 信田 博見君
10番 塩田 文男君
12番 丸山 年弘君
14番 吉元 成一君
6番 宮下 久雄君
9番 田村 兼光君
11番 武道 修司君
13番 田原 宗憲君

欠席議員（1名）

7番 有永 義正君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君
教育長 …………… 亀田 俊隆君
会計管理者兼会計課長 …………… 永野 賀子君
総務課長 …………… 元島 信一君 財政課長 …………… 椎野 満博君
企画振興課長 …………… 種子 祐彦君 人権課長 …………… 武道 博君
税務課長 …………… 江本昭二郎君 住民課長 …………… 神崎 博子君
福祉課長 …………… 首藤 裕幸君 産業課長 …………… 今富 義昭君
建設課長 …………… 神崎 秀一君 都市政策課長 …………… 竹本 信力君
上水道課長 …………… 福田 記久君 下水道課長 …………… 西田 哲幸君
総合管理課長 …………… 吉留梯一郎君 環境課長 …………… 長部 仁志君
商工課長 …………… 野正 修司君 学校教育課長 …………… 鍛冶 孝広君
生涯学習課長 …………… 古市 照雄君 農業委員会事務局長 …… 平田 美樹君
監査事務局長 …………… 石井 紫君

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 「議案第49号築上町不当要求行為等の防止に関する条例の制定についての訂正の件」

○議長（田村 兼光君） 日程第1、「議案第49号築上町不当要求行為等の防止に関する条例の制定についての訂正の件」を議題とします。

新川町長から議案第49号築上町不当要求行為等の防止に関する条例の制定についての訂正の理由の説明を求めます。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。議案に少し不備がございました。議案の中に委員会を対策委員会、委員会という形で双方同じように両方使い分けたことがございましたので、対策委員会に統一をすることで、一応訂正をしたいということで議長のほうに申し上げました。詳しくはまた課長のほうから説明をいたします。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

議案第49号築上町不当要求行為等の防止に関する条例の制定についての訂正について御説明申し上げます。

訂正箇所が3カ所ございます。まず1カ所目は、議案の49ページ、49—2ページの下のほうになりますけども、第4条の「（以下、「所属長等」という）」の分を「（以下「所属長等」という。）」に訂正でございます。この分の訂正の理由につきましては、ほかに以下何々という表記がございますけども、条例中の表記の統一を図るための訂正でございます。

次に、次の訂正でございます。49—3ページの8条のところでございます。8条の第8条、「委員会」というところの分を「対策委員会」、（4）の「その他委員会」というところの分を「その他対策委員会」への訂正2カ所でございます。いずれも対策委員会と表記すべきところの分を委員会と誤って記載をしたための訂正でございます。

たび重なる訂正で申しわけございませんけども、今後は条例等の作成に当たりましてはきちんと確認等、内容の確認等を行ってまいりたいと思いますので、よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 説明は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております「議案第49号築上町不当要求行為等の防止に関する条例の制定についての訂正の件」を許可することに御異議ありませんか。異議ありか。

（「いつもだったら一応相談してから差しかえの文書をくれるんですが、今回はこのまま自分で訂正するんですか、どっちですか」と呼ぶ者あり）元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

御承認いただきましたら、本日差しかえの文書をこちらのほうで差しかえたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（田村 兼光君） いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） したがって、「議案第49号築上町不当要求行為等の防止に関する条例の制定についての訂正の件」を許可することに決定しました。

日程第2 議案第46号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第46号平成30年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） おはようございます。今回の補正予算の中に解体工事がかなり入っています。解体工事の設計と言ったほうがいいんでしょうけど。私たちの厚生文教の担当の分もありますんで、担当以外の部分で何点か、何か所かお聞きしたいというふうに思います。

まず、ビラ・パラディの解体設計が983万9,000円という、約1,000万に近い、かなりの高額な設計になっています。実際解体するとなれば、はるかにまだ金額の大きな金額になるのではないかと思うんですが、この設計の費用がなぜここまで金額が大きいのか。これが妥当なのかどうなのかも含めて教えていただきたい。

それと龍城院のキャンプ場です。これも同じように解体設計で、こちらは176万6,000円、建物がちっちゃいというのものもあるのかもしれませんが、全てが全てではないかというふうに思いますんで、どの部分をどのような形で解体を計画しているのか。

ほかに解体関係ありますが、あとは厚生文教の中でお聞きしたいというふうに思いますんで、その2点についての説明をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長（今富 義昭君） ただいまの武道議員の質問でございますが、ビラ・パラディの解体の設計費につきましては、解体の工事の概算によりまして、この部分の金額が算出されております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 野正商工課長。

○商工課長（野正 修司君） 商工課の野正でございます。

龍城院キャンプ場の解体の設計費でございますが、一応施設関係は一応全て取り除くようには一応今のところは予定しているところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 概算からということで、今お話しありましたが、概算が幾らになっているのか。その概算から全てのものなのかどうなのか、ビラ・パラディの場合。その後、その土地の有効利用等をどこまで考えているのかも含めて教えていただきたい。

キャンプ場も、これ全ての建物なのかどうなのか。一部残すのか残さないのか。実際的な、さっきビラ・パラディと同じように、概算からはじいたということになるのではないかと思うんですが、概算がどれぐらいのものがかかるのかを教えていただきたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長（今富 義昭君） 産業課、今富でございます。

ただいまの武道議員の質問でございますが、概算の費用につきましては、見積もりを手元に忘れてきております。概算額については後ほど議員さんのほうにお伝えしたいと思います。

解体につきましては、全ての施設を今のところ予定しております。以後の関係につきましては、あそこは町との賃借契約を結んでいるということを経元のほうから聞いておきまして、将来的には地元としては杉等を植えて、町有造林として維持してほしいという要望を受けております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 野正商工課長。

○商工課長（野正 修司君） 商工課の野正でございます。

龍城院のキャンプ場でございますが、一応全ての施設を予定しておりますが、トイレ等がございますので、それについてはまた利用者、登山とかの利用者の件もございますので、その辺はまたちょっと詳細に内部で検討して詰めなくてははいけません、今のところは全ての分を計上しているところでございます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 数字的にベースになる金額が概算でということであれば、この概算はできれば資料を議場に持ってきていただいておって、説明をいただきたいなというふうに思います。今後ベースになるというか、根拠になる数字の算定がこれまでわからないというものは、ちょっと問題がありますので、今後気をつけていただきたい。

ビラ・パラディの全体の部分を壊すということなんですが、多分あそこに水車があったかと思えます。その水車の中に多分石というか、粉をひく関係の石とか、そういうものが全てあったと

思うんです。そういうものをそのまま全部廃棄処分をしてしまうのか。それともそれを有効利用するのか。いろんな立派な石とか、当然水車の中の粉をひく石も、あれもありますけど、石垣をついでいます。それなりの立派な石垣をついでいたと思う。そういう部分の再利用というものを考えているのかどうなのか、それも含めてお願いをしたい、説明お願いしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長（今富 義昭君） 産業課の今富でございます。

ただいまの質問でございますが、石垣等につきましては、一部石垣は残すようにということで話は進んでおります。ただいま言っておりました石臼の関係ですね。そのところを私のほうは把握しておりませんで、その件につきましても地元と協議しながら今後進めていきたいと思えます。

○議長（田村 兼光君） ほかにございせんか。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 今の武道議員の質問と非常に関連します。

まず、うちの委員会の2点プラス、小山田もそうなのかな、椎田、小山田小学校の解体。今、武道議員が言うように、小山田小学校は900万に対して、ビラ・パラディは980万と、設計で80万ほど違います。

それとビラ・パラディに関しては、今まで、もう少し利用方法をという形でいろいろ提案をさせてもらいましたが、町がその気もないみたいですし、今回解体という運びになったんだろうけど、僕は一般質問でもしますし、資料要求もしていますけど、今までさんざん補助金なりをずっと出してきて、いよいよ解体してもいいという償還期間というんですか、補助金の対象から外れたから解体するというふうにしか、この解体費は感じません。なぜ解体しなければいけないのかという説明を、ビラ・パラディと今言う龍城院のキャンプ場についての説明をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） ビラ・パラディについてはサンコーが管理をしております、関係上、答弁はいたします。

ビラ・パラディについては、全ての施設、木造施設でありますし、かなり古くなって、いろんな場面で落下というか、げが落下したり、相当な老朽化になっておりますし、また担当課のほうで地元の方との対策において、もとに戻してくれというような協議も整っておりますので、解体の方向に踏み切っております。

工藤議員が有効利用はないのかと、業者も来ていただいて話があったんですけど、これについても検討はしましたけど、これを再び復活ということはなかなか現場の目から見てあり得ないということで、この機会に各老朽化施設につきましては、（ ）を決めて解体をしたほうが、将

来の財政負担等考えれば、今の時点で解体の方向にするのがベストじゃなかろうかなという形で、今回5つの施設の予算を計上しました。

以上です。

○議員（11番 武道 修司君） 今の副町長の説明ですと、これ以上の財政負担という言葉が出てきましたが、今までも大概な財政負担をしてきているわけです。その負担を軽減ないしなくそうというような話をしたにもかかわらず、それを却下したというか。僕はできるだけそういう費用を使わずに、今あるものを最大限利用するという観点でいろいろ提案をさせてもらいましたが、とにかくこれ以上負担をかけたくないという、ただ一点張りで今までの経緯とかは説明もせずに、解体に向けていくというのは非常にどうなのかなと思います。

一般質問でも費用の面とかも含めて質問をさせてもらいますが、もう少し今の施設を有効に利用するという、そういう今までの経緯がなく、ただ解体に向けてというのはいかがなものかなということをして終わります。

○議長（田村 兼光君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第46号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託します。

日程第3. 議案第47号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第47号平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第47号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第4. 議案第48号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第48号平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第5. 認定第1号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、認定第1号平成29年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 一般会計の決算の関係です。よく数字の話をするんですが、きょうも数字の話をさせてもらいたいなというふうに思います。

経常収支比率が今年度93.3、昨年度が93.1ということで、0.2%悪化をしている。その前の年をいうと4.6%の悪化、悪化のマイナスが前の年に比べれば少しは減ったのかなという感じはしますけど、実質的に93%、90%を超えてふえていくということは、余りいいことではないな。その前の年、平成27年度は80%台、その前までは90%台なんですけど、それが一旦80%台になったと。それがまた90%台になる。

特に経常収支ということになると経常的にかかる経費がかかっていくと。先ほどの解体の関係で、今後将来的な負担がという部分でも考えれば、そういうような部分も踏まえて、いろんな面で経常収支を考え直さないといけないんじゃないかというふうに思いますが、0.2%の悪化の要因を説明お願いしたいのと、ちょっと私が引っかかっているのが、実質の公債比率が7.6%で昨年が8.1%、0.5%改善している、実質公債比率は。将来負担比率は逆に69.4で、昨年よりもマイナスの6.2%悪化をしている。

これ数字のマジックといったらそれまでかもしれませんが、どうも将来負担比率は悪化をしている。公債比率は改善をしている。経常収支比率は若干ですが、マイナスになっている、赤字というか、悪化をしている。これがアンバランスな関係に見えるんです。

確かに実質公債比率でいくと、過去3年間の部分とかの平均をとってとかという部分もあるんで、一概にこの数字がそのまますぐに反映するというものではないかもしれないですけど、全てが悪化をしているということであれば、改善の見通しというのは立てやすいんじゃないかと思うんですが、実質公債比率が黒字、改善されて、あとの経常収支比率と将来負担比率が悪化になっている、これが理解できないんで、この部分も含めて、経常収支比率の問題と、この3つの数字に対して、どのような流れでそういうふうになったのかを教えていただきたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応私なりに簡単に説明したいと思いますが、経常収支比率は、一応算定という形の中で、支出はほとんど変わってないという状況になります。その中で経常収入が少

しずつ減ってきている。というのはこれ合併したときに交付税、たくさんもらってありますが、この交付税が減ってきておるといふ嫌いがあると。これが第一の要因ではないかなと私は思っております。

それから、公債費比率、これは過去に旧椎田町、築城町のときの大型事業の償還が終わって少し下がった嫌いがあります。しかし、今後は一応将来の見通しという形になれば、今後の事業見通し等々も勘案しながら、そして昨年、大きな事業3つやっておりますし、これの分も今度償還が始まってきますんで、そういうものも加味されるのではないだろうか、このように考えております。

あと財政課長から補足はさせます。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。町長の答弁、補足させていただきます。

経常収支比率につきましては、町長も言われましたとおり、歳入の減、普通交付税の減が主な原因となっております。28年度と比べまして6,300万円の減となっております。

この原因につきましては、市町村合併から10年を経過し、ことしが、29年度が13年目を迎えて、合併算定がえの影響が出ておるといふところでございます。この分につきましては、本年度、30年度、31年度、32年度はさらに減少する見込みでございます。

続きまして、実質公債比率につきましては0.5%改善しておりますが、29年度につきましては住宅の使用料が、使用料自体は増減はないんでございますが、住宅の使用料を充当する人件費及び修繕のほうが昨年より若干減っておりますので、こちらのほうは公債費に充当できる金額がふえたといふところで、0.5%改善されております。

次に、将来負担比率につきましては、6.2%の悪化といふところでございますが、こちらのほうは地方債残高が4億ほど増加しておりますので、実質的な将来負担比率が増加することにより悪化しております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 分析からいくと、将来負担比率がこれから悪化をしていく可能性があるんです。この数字をしっかりと管理しながら、負担比率の部分を見きわめながら、なるべく補助金の高い事業といふか、をやらないと意味がないんで、そういう部分も今後注意していただきたい。

特に経常収支比率に関しては、これから3年間減っていくと、交付金が減っていくといふことはわかっています。減ってきて、今までどおり、同じ経常的な経費が今までどおりかかれば、これは当然マイナスになってくるし、合併したときは105%という数字で、それに近い数字に今

後になっていく可能性があります。特に100%を超えるというのはもってのほかなんで、その部分も状況を考えると余り悠長なとか、裕福な状態ではないんで、しっかりとこの数字も管理しながらやっていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにありませんか。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 私と武道議員で質問するのはと思うんですが、1点、1点とか、何点かあるんですけど、町長、冒頭に広域消防の使途不明金についての説明がありましたが、それを質問しようと思っていましたら、町長のほうからそういう説明がありましたが、一応議案質疑でももう一度、再度、経過、今後の方針とか、経過についてを説明いただきたいというのが1点と、今、武道議員と数字の件でダブるんですが、実質公債比率は3年間の平均、たまたまことは下がった。将来負担比率に関しては、今後もっと上がるだろうと。なぜかといったら庁舎の建てかえなどが含まれてくる。

実質公債比率にしても、3年間の据え置きをして、今はほとんどそんなに払ってない状態じゃないですか。大型事業を何点かしましたよね。それに対して3年後に償還が始まったときに数字が上がる。それと交付税が下がる、税収が下がるとなると、この数字というのは非常に上がるしかない、今のところは。将来負担比率にしても庁舎建てかえ、また小学校等々をするとすると、この数字も上がるしかないわけです。

例出したらいかがなもんかなと思いますが、夕張市なんかは将来の負担比率は100を超えてたですね。丹波篠山とか、いけなくなった、悪くなった自治体というのは、そういう合併に関してのそういう恩恵で物を建てたりつくったりした、その代償が今の形になっている。

うちがそこに行くというわけではないが、数字的なものからいうと改善とか、もっと悪くなるような状況しかないと私自身は感じていますが、これに関して町長なり、どう感じて今後の事業展開をしていくのかお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には消防のこと、経過報告すりゃ長くなりますんで、今後の運営だけ。今後の運営は、基本的には法的に一応支払い義務のある人は出てこないだろうというのが今の見方でございます。だから、そういう形の中で、ただし、管理監督責任のある方は、監査委員の意見を求めながら対応していくという形になっておりますんで、消防長、それから消防管理者、それから会計管理者ですか、そういう人たちの責任は監査委員のほうが見解を出していただく。あとの皆さんについては、管理監督にないというような形の中で、使途不明金についての責任はないという一つの見解が出てきております。そういう形の中で消防、広域消防関係者全員に協力依頼を行っていくと、今後はそういう方針で行こうというような。

それともう一つは、民法で、一応被告となっておる方に民法で訴訟していこうという、現在訴訟中でございますので、この訴訟も刑事でわかったときの金額が1,700万、これについては月々、今少しずつではございますが、返納がっております。ただし、民事訴訟で出たとき、それで判決が出たときに、それでどうなるのかという一つの問題もございますが、とにかく早く皆さんの、関係自治体の住民の皆さんの理解を得るために、一刻でも早く行動に立とうではないかというようなことで、皆さんに協力依頼をしていくということで、第一弾としては現役の消防署の署員を一応対象に説明会を行った。そして、あとは文書で協力依頼をしていくと。このような形になっておるんで、おいおい退職した職員、それからあとの関係者の皆さんにも説明をしながら、文書をお願いをしていくと、こういう手はずになっているところでございます。

それから、起債の関係でございますけど、本当に合併したとき20%近い公債比率でございました。19%弱ぐらいじゃなかったかなと思います。それを4年間、何もほとんどしないで原状に戻ってきたということで、合併2年目から少し事業を始めた。ソピアを建設したりとか、それから教育、保育園、いろんな形のを少しずつ手がけてきておりますが、極力公債比率を上げないような施策ということで、先ほど武道議員からも指摘がございましたが、補助金をたくさんもらい、そしてあと起債を借りたときに、例えば合併特例債、それから過疎債、まだまだありますけど、交付税に算入をされる、そういう起債を利用しながら一応事業を行っていくと。これは当然でございますし、公債比率も極力上がらないような方策、歳入とあと公債比率等々にらみ上げながら事業は計画的に行っていくと。これはもう肝要でございますので、これは職員一同、気を引き締めて頑張っていくと、そういう形で今皆さん、一生懸命やっておるんで、御理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 消防の使途不明金に関しては、少し前向きに解明に向けてというような気は、解明というか、使途不明金のお金に対しては、過去の消防署長というんですか、管理者とかに理解を求めて、少しでも返金をしてもらおうという流れだと思っておりますけども、一番肝心なのは、どうしてそういうことが起こったかということは、町長部局のそういうところでは厳しく、まだまだ追及できるのであればしていただきたいなど。うちのこの予算を見ても2億六千数百万か、というお金が広域の消防に行っているわけですから、そこは曖昧にせず、最後まできちっとした形の追及をしていただきたいなと思います。

それと先ほどの数字の件ですが、改善されてきて、またそういう方向に向かうというような、ちょっと不安というか、心配もありますので、そこはどこかきちっと一線を引くなり、申しわけないですけど、よくなる方法よりも上がっていく方向しか本当ないと思うんですね。これは事務

方である財政課長なり総務課長、わかっておると思うんで、今後どんどんどん——どんどん
というか、事業を進めるたびにこういう数字が上がってくる。最終的には皆さんに、町民の皆さんにサービスを低下というような形には絶対ならないようにしっかりやっていただきたいと思
います。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第1号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会
に付託します。

日程第6. 認定第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、認定第2号平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別
会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第2号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第7. 認定第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第7、認定第3号平成29年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入
歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第3号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第8. 認定第4号

○議長（田村 兼光君） 日程第8、認定第4号平成29年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業
特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第4号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第9. 認定第5号

○議長（田村 兼光君） 日程第9、認定第5号平成29年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第5号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第10. 認定第6号

○議長（田村 兼光君） 日程第10、認定第6号平成29年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第6号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第11. 認定第7号

○議長（田村 兼光君） 日程第11、認定第7号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第7号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第12. 認定第8号

○議長（田村 兼光君） 日程第12、認定第8号平成29年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第8号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第13. 認定第9号

○議長（田村 兼光君） 日程第13、認定第9号平成29年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第9号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第14. 議案第49号

○議長（田村 兼光君） 日程第14、議案第49号築上町不当要求行為等の防止に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 議案第49号は、先日の議案上程の折、築上町には不当行為等の防止に関する要綱等がないという提案でございましたが、既に築上町では要綱が存在しております。

そしてまた、他市町村は条例があるのに、うちの町にはないので、条例を制定するという提案がございましたが、他市町村、近隣の市町村で条例を制定されているのはみやこ町だけでございます。ほかの市町村は、苅田、吉富、行橋、上毛は、要綱や規定は存在しております。豊前市はどちらも無い、ちなみにないようなんですけれども、今なぜこのタイミングで要綱を条例化する必要があるのか、御回答をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私、勘違いしておりましたけれど、要綱ございましたね。一応要綱ないと申しておりました、この場で訂正させていただきます。

そういうことで一応みやこ町が条例化しておるといふふうなことで、いろんな形で、例えば協賛金の一応要望に來たりという形がございます。そして、不当な要求的なものがございまして、条例にしておれば、ある程度、こっちのほうが強い断り方ができるというふうな形になりますし、そういうことで北九州の暴力追放という意味からも、これを条例化するという事は、したほうがいいんじゃないか。みやこ町は先立ってやっておりますので、うちも本町もそういう形でやるようにというふうなことで、一応事務のほうに指示をいたしまして、こういう条例案を提出した経過がございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 私も条例の制定に関しては、決して悪いことではないとは感じております。ただみやこ町は確認しましたところ、暴力団等排除に絡めてこの条例を制定しているということが、ホームページ等に上がっておりますので、周知ができていないのではないかということも感じます。周知も大事なんですけども、要綱と条例、要綱が条例になることによって、住民の方にとどのような影響があるのか、一般論で結構ですので、お話しいただければと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には要綱では余り周知ができないという状況もございますし、条例であれば議会議決をしていただいたという形になれば、住民の方も再認識をしていただけると、そういう形がありますし、要綱より条例のほうが上位な一応法体系になっておりますので、条例化ということで踏み切ったところでございます。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 最後の質問になるので、住民の方への効力の面では、今の説明ではわかりにくかったので、担当課長、詳しくお答えいただければと思います。

それと住民の方にもし効力が及ぶのであれば、議会議決でいきなりおふれを出すのではなく、公表等の手続を経た後でない、もしかしたら要綱より提案されている条例のほうが項目が2つほどふえておまして、知らないうちに不当要求行為をなさっていて、罰せられる罰則はないようですけれども、不当要求行為と言われる可能性もあるわけで、いきなりおふれを出すのではなく、周知が必要ではないかということをお願いしたい。それは申し上げるだけなら結構ですけど、条例に関してもうちょっと詳しく教えてください。

そして、今ある要綱の第2条3番なんですけど、乱暴な言動により職員の身の安全を抱かせる行為って、意味わかりますか。職員の身の、乱暴な言動により職員の身の安全を抱かせる行為って、条例はとりあえず3番が、職員に身の安全への不安を抱かせる行為と正当に提案しているのでわかるんですけども、条例ができれば要綱はなくなるのかもしれませんが、見つけてしまった以上は申し上げたいと思いますので、この場で申し上げておきます。

条例についての回答のみお願いします。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

条例と要綱の違いなんですけども、まず条例につきましては、地方公共団体がその管理する事務に関しまして法令の範囲内で議会の議決を得まして制定する法規でございます。よって、条例につきましては法令の範囲内で、いわゆる築上町で制定する条例につきましては、築上町のみで

適用されるということになります。だから、住民の方もしくは町外者の方でも、築上町の中でということに、いらっしゃる方に関して適用の対象になるということでございます。

次に、要綱の分ですけれども、要綱のほうも、要綱のほうは、地方公共団体が行政指導の際の準用として定める、いわゆる内部的な規範ということで、私ども職員等の事務に対して定めるということになりますので、要綱につきましては法令ではないということになります。

それと続きまして、先ほどの表記の件なんですけれども、議員さんおっしゃるとおりに、私もこの表現についてはわかりづらいのかなというふうに個人的には思っておりますので、また検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 先ほどの宗議員とダブるといふか、まずこのタイミングで出してきた理由、先ほど町長がそういうことが多少あるみたいな話だったと思います。あるのであれば、要綱があるわけですから、それに準じてきちっとした形であればいいと思うんです。条例化することによって周知をしたいとか、議会議決があったほうが効力があるということはわかります。条例に全然反対するわけではなく、構わないですが、問題はこれ職員を守る条例ですよ。ですから、これで条例で職員を守れるんだらうかというところが一番思います。

定義の中に8つほどあります。物すごく玉虫というか、アバウトというか、先ほどの不安を抱かせるとか。胸に手を当てて私も思ったけど、例えばそういうことがあったときに、職員にこれどういうことだらうかということの説明求めたときに、職員がそういう気持ちになれば、この条例、抵触するわけです。ですから、物すごくアバウトで本当に職員守れるんだらうかというような気がするのが1点と、守れるなら守れると言ってもらっていいんです。

それと何か事例があったと思うんですよ。ここまで9月議会に条例を提出するということは、そういうことがあったから、例えばそういう暴力団とか、そういうのから、そういう人たちから不当な要求があったとか、いろいろそういうことがあっての背景ではないかなと思うので、まずどういうことが背景でこの条例を制定するようになったのか。実際に職員がこれで本当に守れるものなのかということの回答をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 今、特に若い職員といいますか、だんだん職員が入れかわっています、団塊の世代から若い職員に。そのような中で、やはり若い職員の安全といいますか。若い職員、やはり行政的な準備の対応とか、そういう部分についてはなれていない部分がかかなり多くあります。そういうところで、職員を安全にというか、伸び伸びとした業務をしていただくためには、要綱よりも、やはりもう少し強いはっきりした条例化をして、職員の安全を行政自体が守ってあ

げる体制にしたいということで要綱から条例にしたわけです。

やはり、これが例えば暴力的な行為、私、ことしの3月か4月ごろ話を聞いたんです。これが起こったのが、2年半も前の話なんです。やはり要綱では職員にその周知がなかなかされていなくて、対策委員会に上げろといっても上がってこない部分があるんです。そういうところで、やはり条例化をして、もう何かあったら一人で抱え込まなくて、対策委員会にペーパーでも口頭でもいいから申し出て、その中で対策委員会がその職員に対してアドバイスなり、こういうことはこうですよというようなことをしてあげたいなということで、条例化をしたところでございます。

最近でも、7月だったか、「ふざけたこと言いよったら、議会で突っ込むぞ」とか、そういうような町民のほうの発言もありますし、そういうことを聞くと、若い職員というのはびびるじゃないですけど、やはり不安を感じる部分があるということで、条例化の中にも、不安を抱かせるというような行為も見受けられるわけです。その職員が感じたから、それに対して行政が警察に通報したり弁護士雇ったりということは一々はありませんけど、そこは（ ）として、対策委員会の中でどういうことなのかというのを検討した上で、今後、対処をしていきたいなと思っています。

身を守るためにも、やはり行政としては、弁護士雇ったりいろんな専門家の方にアドバイスをいただいたりということは、費用、時間とも惜しまずにやっていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 今の副町長の答弁は、何か議会の対策のためのようにちょっと聞こえました。我々も往々にしてあるのかなと言われると、先ほど言ったように、不安を抱かせたら、ただし、これには罰則規定もありませんし、何もありません。ただ、警察官等とか、いろいろ連携をとるとかというのは書いてはありますが、そうなる、もう傷害とか暴力的なこと以外は警察受け付けませんから、余り。民事不介入ですから。そうなる、これをする、そんなに今言っているような話が全然なくなるとは思わないです。

ですから、例えば、私が副町長にこうだこうだと言った場合、いや、あっちからこう言われたからって話になって、これはそれがどうなるのかということまでが全然ないので。ただ言葉のやりとりでそうなるというような条例では、効力というか、意味が余りないんじゃないかなと思います。本当に守るんであれば、もっともっと細かく附則とかにうたわないと、逆に条例化しただけで、そういう人たちの足かせに本当になるんだらうか。一般の人たちは知りませんから、公表しても全然ないわけですから、例えば役場の入り口に、こういう条例を制定しましたとかいうようなのを掲げるのもなきやいけないのかなという気もするし。

ですから、そういう内容的なもの、そういうところも含めて、実務的なものも含めて、やるなら、もっと本当に我々に突っ込まれることのないような条例にしていっていただきたいというのが私の希望です。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 職員のもう少し強い意志を持って業務に当たってもらいたいという意味で、要綱から条例ということで。熊本県あたりに行きますと、どんどん、もう市町村が条例化しておりますし、やはり要綱（ ）は内部規定ですので、少し弱い面もありますので、やはり条例化して、法規といいますか、町の法令であるということの認識のための今度の条例化です。また何かあれば、やはり別の規則等を設けて、細部にわたって細かくやっていきたいなと思っていますけど。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 不当要求と脅迫となれば、これは確かに起きてはいけない内容になることなんですけど、乱暴な言動によりというような、いろんなさまざまな解釈があると思います。不当要求から乱暴な言動なのか、ただ単に乱暴な言動、例えば非常に職員の対応が悪くて乱暴な言動に至っていったと。

不当要求ちゅうのは目的決まっているでしょうからいろいろあるんですけど、そこで3条と4条のところなんですけど、不当要求に対して複数の職員で対応するものとする。それが、電話での対応なのか、窓口に来てがあが言われるのか、庁舎内であれば複数で即座でその場で対応できるのか、そういったさまざまな見解があると思うんです。後日、そういう場をもって先方との複数の対応をするとか。そこで、4条にその事実を記録するとあるんです。そういったときに、そういう事実を記録した後に、対策委員会に上がったり、いろんな検討をするんでしょう。これが全て司法に、じゃあ、警察に言えばいいと、そういう話じゃなくて、この事実を記録し、となって、職員の複数で対応する。あとは、電話対応とかいろんな（ ）あるんですけども。

この事実を記録しというところで、そういう対応をやったときに、緊急的にそこで対応ができた。また、後日の対応ができたといったときに、この記録というのは筆記ですか。それとも、録音ですか。現在で言えば、録音しますということによっての抑止も働くという。そういったのははっきり、もう出すなら明確に上げるべきじゃないかと思えますけど、その辺は。

事実を記録にとると、複数の職員で対応、そのさまざまなところについてちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 複数でということをやったのは、単独で受け答えをすると、それは後で言うた、言わんの話にもなりますし、複数で対応しなさいと。誰かおって、対応しなさい。

今、記録といいますか、証拠能力に対しては、ICレコーダーなり、今、個々のスマートフォンなり、記録ができることになりまして、そこは、今、みやこ町においては電話に録音する機械といいますか、テープを取りつけられるようにしておりますので、そこはこの条例化が通った場合にはそういう設備をして、各課にはICレコーダーも持たせることもしたいなと思っています。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） そういうのは、もう、備考でもびしっとどっかに書き込むか何なりしたほうがいいと思います。

本来、こういう不当行為などで一般の方、また僕たち、普通、大体こういうのに当てはまることではないんです。しかし、いろんな課題によって、ついやってしまったとかもあるかもしれません。でも、不当な要求ちゅうのは、もう目的なんかあって来ていることですから。暴行も、つい手を出してしまったと、そういうのに至ってしまうんです。言った、言わんとかあるし、そういうとき、対策委員会で報告して、3人の職員が記録したちゅう、そのときの現状を把握するのも非常に今大事なことなんです。

これは、本当はもしかしたら、逆に言えば、若い職員、年配職員にかかわらず、非常に態度が悪かったと、もう頭に来てたまらんと。しかし、それがもう表に出たら、ああだこうだとかいう話になる。そんなことだってあり得るということで、お互いのことなんで、そういった意味で、その辺はちゃんとした内容を打ち込むなりして、結果的には職員の皆さんの意思、ちゃんとした姿勢が必要になるんでしょうけども、それは別の教育として、そこのところはびしっとしとっていただきたいなと思います。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第49号は総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第15. 議案第50号

○議長（田村 兼光君） 日程第15、議案第50号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第50号は厚生文教常任委員会に付託します。

日程第16. 議案第51号

○議長（田村 兼光君） 日程第16、議案第51号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第17. 議案第52号

○議長（田村 兼光君） 日程第17、議案第52号築上町国民健康保険財政調整基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は厚生文教常任委員会に付託します。

日程第18. 議案第57号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第18、議案第57号人権擁護委員の推薦についてを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員会付託を省略し、本日採決することに決定しました。

日程第18、議案第57号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案は、人権擁護委員に吉元好春氏を推薦することについて議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を決定したいと思います。議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（田村 兼光君） ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、宗晶子議員、2番、小林和政議員を指名します。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判定しがたいもの、あるいは、白紙は不適任とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 投票用紙をもらったら、記入してください。

記入が終わりましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

.....

1番 宗 晶子議員	2番 小林 和政議員
3番 鞆野 希昭議員	4番 池亀 豊議員
5番 工藤 久司議員	6番 宮下 久雄議員
8番 信田 博見議員	10番 塩田 文男議員
11番 武道 修司議員	12番 丸山 年弘議員
13番 田原 宗憲議員	14番 吉元 成一議員

.....

○議長（田村 兼光君） 投票漏れはありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票願います。

立会人の方、お願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効票ゼロ。有効投票のうち、適任12票、不適任ゼロ。

よって、議案第57号の人権擁護委員に吉元好春氏を推薦することについては、適任とすることに決定しました。

議場の出入り口をあけてください。

[議場開鎖]

○議長（田村 兼光君） 新たに人権擁護委員に推薦することに適任とされた吉元好春の紹介は、
21日の本会議前に行います。

これで、議案質疑及び委員会付託を終了します。

なお、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、あすの正午までに事務局に所定の様式
で申し出てください。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦労さまでした。

午前11時04分散会
